

消費税・地方消費税の税率の改定に伴う使用料の改定のお知らせ

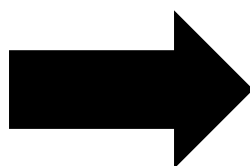
消費税・地方消費税の税率の改定に伴い、使用料を改定し、令和元年10月1日から引き上げることとしました。条例に定める改定後の使用料金は下表のとおりです。

広陽公園多目的グラウンド 施設使用料

獺師町公園グラウンド 施設使用料

改定前

使用料金
540円



改定後

使用料金
550円

※10月分以降の体育施設使用につきましては、令和元年9月30日までに納付される場合は現行の使用料となり、令和元年10月以降に納付される場合は新しい使用料となります。

問い合わせ＝(土木課 管理・事業調整係 ☎0598-53-4142)